

体育会ダンス部規約

第一章 総則

第一条 本会は、体育会ダンス部と称し、1978年4月1日を持って発足するものとする。

第二条 本会は、ダンスを通して、運動能力、ダンス技術の向上を図り、部員同士の親睦と結束を深めるとともに、地域文化への貢献することを目的とする。

第二章 入部資格

第三条 本会の入部資格は鳥取大学に在学しているものとする。

第三章 組織

第四条 本会には、次の役員を置く。

部長 一名 副部長 一名 会計 一名

第五条 本会の最高学年は3回生とする。

第六条 本会の最高学年は11月をもって引退する。

第七条 本会各役員の選出は、最高学年部員間の討議によって行うものとする。

第八条 本会役員の改選は11月に行うものとする。

第四章 運営

第九条 本会の会費は、自治会援助金をもってこれに充てる。

第十条 年会費・入会金は原則として徴収しない。

第十一条 年会費・入会金とは別に、必要に応じて会費を追加徴収する場合もある。

第十二条 会の運営上、問題が生じた時は、顧問、部員と相談の上、これに対処する。